

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

| | | |
|-------------|---|--|
| No | 3 | 府省庁名 経済産業省 |
| 対象税目 | 個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他() | |
| 要望項目名 | 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置の創設 | |
| 要望内容(概要) | <p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 貿易保険は戦争、為替取引の制限等、民間の通常の保険では負担できない貿易投資のリスクをカバーし、資源政策や通商政策等の国策実現のための重要なツールとしてその公共性は高いことから、国が担うべき事業とされているが、独立行政法人整理合理化計画（平成20年12月24日）において、独立行政法人日本貿易保険については経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行することとされた。</p> <p>・ 特例措置の内容 日本貿易保険の特殊会社化後も日本貿易保険が行う貿易保険事業の公共性を担保するため、日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制上の措置が講じられることを要望する。</p> | |
| 関係条文 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 第二十五条第二項（都道府県民税法人税割）、第二十五条の二第二項（都道府県民税利子割）、第二百九十六条第二項（市町村民税法人税割）、第七十二条の四第一項第二号（法人税法別表第一第一号）（法人事業税） </div> | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 独立行政法人日本貿易保険が、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき特殊会社化された後においても、引き続き国の事業として実施することとされている貿易保険を円滑かつ的確に進めることができるようにするため。</p> <p>(2) 施策の必要性 上記の特殊会社化を円滑に進め、上記政策目的を実現する上で、必要不可欠な措置であるため。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 日本貿易保険の株式会社への移行については、 ・ 業務は国が担うべき機能としての貿易保険の実施に限定、 ・ 政府による新会社の株式の常時全額保有、 等が担保され、現行の独立行政法人形態と同等の公的性格及びガバナンスを有するよう移行される予定であることから、税制上も現行の独法形態と同等に扱われるよう、所要の措置が講じられることは妥当。</p> | |
| 減収見込額 | (初年度) — (平年度) — (単位：百万円) | |
| 地方税以外の措置 | 既存 | ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 「非課税独立行政法人」として、上記税目について法人としての非課税措置が講じられている。 |
| | 22年度の望 | ・ 国税 ・ 融資、補助金その他 独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置（所得税、法人税、印紙税、登録免許税） |
| 過去の要望経緯 | | |
| 本要望に対応する縮減案 | | |